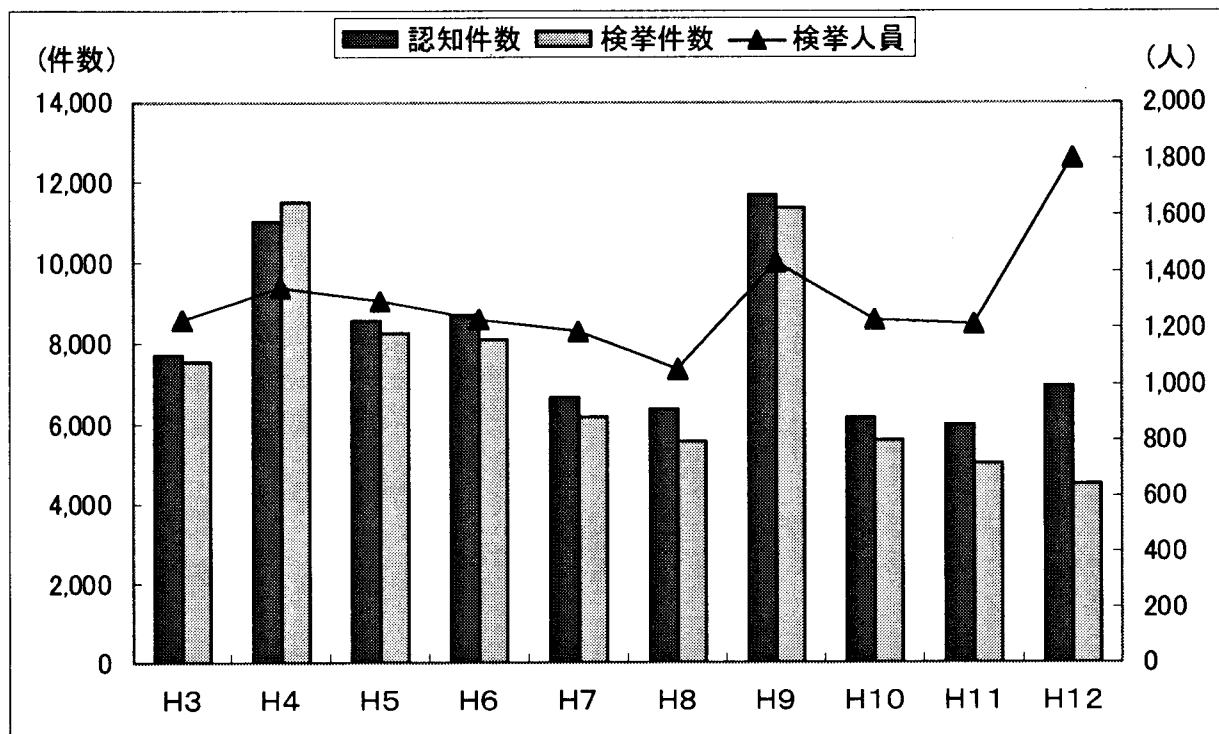


参考資料

カード犯罪の認知・検挙状況の推移



区 分 \ 年 次		平 3	平 4	平 5	平 6	平 7	平 8	平 9	平 10	平 11	平 12
認 知 件 数	総 数	7,740	11,045	8,585	8,740	6,671	6,396	11,714	6,174	5,991	6,970
	クレジット	6,195	9,596	7,066	7,173	4,951	4,282	8,594	4,344	3,212	3,622
	キャッシュ	1,452	1,303	1,314	1,291	1,514	1,408	1,926	1,201	2,018	2,997
	消費者金融	93	146	215	276	206	706	1,194	629	761	351
検 挙 件 数	総 数	7,544	11,539	8,268	8,122	6,204	5,586	11,368	5,616	5,032	4,514
	クレジット	6,270	10,205	7,216	6,998	5,061	4,070	8,860	4,208	2,962	2,833
	キャッシュ	1,178	1,177	923	877	948	845	1,240	869	1,336	1,375
	消費者金融	96	157	129	247	195	671	1,268	539	734	306
検 挙 人 員	総 数	1,228	1,343	1,294	1,229	1,186	1,054	1,433	1,230	1,213	1,803
	クレジット	595	739	763	730	618	505	696	653	532	875
	キャッシュ	601	562	495	460	503	437	511	433	490	817
	消費者金融	32	42	36	39	65	112	226	144	191	111

(注) 本図表で「カード犯罪」とは、システムが全国的に制度化されており、また、カードを悪用した犯罪が発生した場合の社会的反響が大きい「クレジットカード」、「キャッシュカード」及び「消費者金融カード」の3つをいう。

クレジットカード犯罪対策と問題点(盗難)

	対応者	対 策	対応時期	実 施 状 況
盗	カード会社	写真入りカードの発行	発行時	一部のカード会社で発行中
	カード会社 加盟店	ICカードへの移行		移行準備中
	加盟店	写真入りカードによるチェック	利用時	未実施
	加盟店	加盟店によるサインの照合		実施していない店舗がある。
	加盟店	無効カードのチェック —・無効カード一覧表を利用、 —・オフラインPOS、 —・CAT・オンラインPOS		一覧表は配布されている。 オフラインPOSは減少傾向にある。 増加傾向にある。
	カード会社	加盟店での挙動等の不審者チェック方法の 情報提供		一部のカード会社で提供中
	加盟店	加盟店による挙動等の不審者チェック		一部の加盟店で実施中
	カード会社	フロアリミットの引き下げ		引き下げがはかられている。
	加盟店	加盟店での他のカード、身分証明書での チェック		未実施
	カード会社	暗証番号による照合システムの導入		未実施
難	カード会社	不正発見時の連絡先一覧表の加盟店への 配布	不正発見時	配布済み
	カード会社	無効カード情報の迅速な登録		24時間対応できていないカード会社 がある。
	カード会社	加盟店からの不正発見時の連絡対応		24時間対応できていないカード会社 がある。
	カード会社	盗難時にカード会社へ通報を行うことの 広報	消費者啓発	実施中
	カード会社	カード裏面へのサインの徹底の広報		実施中
		関係者による情報共有の「公共的」な場の 設置	その他	全国クレ犯の設立。

クレジットカード犯罪対策と問題点(偽造)

		対応者	対 策	対応時期	実 施 状 況
偽 造	券 面	カード会社	券面偽造対策(特殊エンボス文字の刻印、ホログラムの貼付、特殊素材を用いた署名欄、マイクロ文字の印刷、偽造しにくい蛍光印刷)の実施	発行時	実施中
		カード会社	不正使用防止のための固有コード(CVV2)の印字		実施中
		カード会社	写真入りカードの発行		一部のカード会社で発行中
		カード会社	加盟店への偽造カードのチェック方法の情報提供	利用時	実施中
		加盟店	券面偽造対策(特殊エンボス文字の刻印、ホログラムの貼付、特殊素材を用いた署名欄、マイクロ文字の印刷、偽造しにくい蛍光印刷)のチェック		未実施
		加盟店	不正使用防止のための固有コード(CVV2)のチェック		未実施
		加盟店	写真入りカードによるチェック		未実施
		加盟店	偽造クレジットカード検知器によるチェック		試験中
	磁 気	カード会社	ICカードへの移行	発行時	移行準備中
		カード会社	マグネプリントの読み取り端末の整備		未実施
		カード会社	偽造防止コード(CVV1)の印磁		実施中
		加盟店	偽造防止コード(CVV1)の印磁のチェック	利用時	スキミングには効果がない。
		カード会社	異常な買い回りチェックシステムの導入		大手社は概ね導入済み。
		カード会社	磁気情報漏洩店舗情報(CPP情報)のカード会社間での交換	その他	大手で非公式に交換中。
		カード会社	偽造被害者に関する情報のカード会社間での交換		未実施
		カード会社	不正加盟店情報のカード会社間での交換		実施中
	共 通	カード会社	ユーザーに対する広報・啓発活動	消費者啓発	実施中
		カード会社	不正発見時の連絡先一覧表の加盟店への配布	不正発見時	配布済み
		カード会社	加盟店からの不正発見時の連絡対応		24時間対応できていないカード会社がある。
			関係者による情報共有の「公共的」な場の設置	その他	全国クレ犯の設立。

平成12年7月

業界における今後のクレジットカード不正使用の防止対策について

社団法人日本クレジット産業協会
クレジットカードインフラ整備委員会

クレジットカードの不正使用は、近年急増しており、中でも磁気データをコピーして作成する偽造カードの被害の増加が顕著である。これに伴いカード業界では信用照会端末のセキュリティ向上や、不正発生加盟店への防止依頼等の種々の対策を精力的に図っているところであるが、依然として偽造カードの被害は増加している。

偽造カードによる不正使用は組織犯罪であり、業界による対策だけではその防止が困難であることから、カード業界では当該犯罪に対する刑罰規制の早期整備を要望しているところである。

それに伴い、カード業界としても、より一層のカード犯罪の防止対策を図るべく本年3月に「業界における今後の不正使用防止対策について（中間報告）」を取りまとめ、その後さらに詳細を検討してここに本報告をとりまとめた。

クレジットカードの不正使用は喫緊の問題であり、カード業界をあげて早急にその具体化に着手するものとする。

また、不正使用の防止依頼を行なっても対応が不十分で継続して不正使用が発生する加盟店に対しては個々のアクアアイラー（加盟店管理会社）は毅然とした対応を図るものとする。

1. 安全性の高いクレジットカードの開発

カード業界では、カード不正使用の根本的な解決策である偽造しにくく、かつ簡便な本人確認ができるカード媒体への転換を、以下の通り実施する。

① ICカード化と対応端末設置の推進

我が国における総合的なICカードの取り組みの場が設置され、クレジットカード業界も参加し、クレジットカードはもとよりキャッシュカード、デビットカードも対象としたICカードの利用スキームの仕様統一が検討されている。

また、ICカード化のスケジュールは、ICカードを扱う加盟店端末の

普及に左右される。加盟店端末には、カード会社の共同利用端末と、加盟店独自のPOS 端末があるが、クレジットカードは加盟店の相互開放によって利便性を向上させていることから、端末の運用性が非常に重要である。

そこで、カード業界をあげてクレジットカードの事実上の国際標準であるEMV 仕様¹に基くICチップを搭載したクレジットカードの発行と、ICカード対応の共同利用端末の設置をできるだけ早期に進めていくものとする。なお、POS 端末についてはスケジュールを別途検討し、早急な普及を図る必要がある。

② ICカード化及びICカード対応の共同利用端末の設置のスケジュール

～2000 年	ICチップ搭載のクレジットカード及びICカード対応の共同利用端末、関連システムの仕様を策定
2001 年～2002 年	移行準備
2003 年～	本格移行の開始

2. ICカード化までの間の不正使用防止対策

ICカード化によって、カード犯罪は大幅に減少するものと想定されるが、全面的なICカード化までは相当の期間が想定され、その間は磁気カードとの併用が継続することになる。

このため、ICカード化を推進しつつ、あわせて磁気カードでの不正使用防止対策を以下の通り図る。

① 磁気ストライプカードでの対策

磁気カードに対する偽造防止対策は、偽造防止コード、特殊エンボス、インデントプリント²、ホログラム等の使用など、考えられる限りの対策を講じているところであるが、ICカード化までには数年の期間を要することから、国際カードブランドが定めるルールの範囲内で個別企業が更なる対策を図る。

② カード情報窃取の防止対策

現在の偽造カードの主流は、クレジットカードの磁気情報を窃取して、磁気ストライプにコピーして作成する「スキミング」である。そこで、第一に必要なことは、偽造カードの作成のための情報窃取を防止することである。そこで、業界として情報窃取の防止のために以下の対応を図る。

(7) 加盟店に対する端末の点検活動と注意喚起

加盟店に設置されている端末からの情報窃取の防止にあたっては、すでに加盟店に対する端末管理の強化依頼及びスキミングに対する注意喚起、「上蓋の固定」や「セキュリティシールの貼付」などの対策が取られている。その一方、「セキュリティシール」の偽造が出現するなど、いたちごっこの観を呈している。しかしながら、ＩＣカード対応端末の切り替えまでの間は、既存の端末の管理の徹底以外の方法による防止はありえない。また、今後は加盟店における店頭などでの携帯スキマーによる情報窃取も予想されることから、カード業界としては、加盟店端末に対する一層の点検活動と携帯スキマーを含めたスキミングに関する注意喚起を加盟店に対して継続して行なう。

(イ) 端末メーカーに対する対応要請

端末からのスキミングは、端末の改造を伴うものである。このため、耐タンパ性³の向上が重要である。既に、共同利用端末の安全性の向上については、個別業界において端末メーカーに対して対応依頼がなされているところであるが、カード業界全体として共同利用端末及びPOS 端末の安全性について、端末メーカーに対して早急な対応を依頼する。

③ カード利用時の本人確認の徹底等による防止対策

クレジットカードは、カード持参人が正当なカード会員であるか否かを確認の上で取り扱うことになっている。そこで、この本人確認を徹底することで、カード犯罪を防止できるように以下の対策を図る。また、そのために、カード会社はボイスオーソリ⁴の受け入れマニュアルの整備、アクアイアラーとイシューアー（カード発行会社）間の迅速な対応等の社内体制の整備を実施する。

(7) サイン照合の徹底

クレジットカードがＩＣカード化された場合、店頭での本人確認はより容易で確実な暗証番号が利用されることが多くなると考えられるが、暗証番号により本人確認をする取引以外の場合は、ＩＣカード化以降においてもなおサイン照合が重要な意味を持つ。カード業界では、カード裏面の署名欄へのサインの徹底、及び加盟店店頭でのサイン照合の徹底のキャンペーンを平成８年から実施しているが、更なる強化キャンペーンを実施し、サイン照合の徹底を図る。

(イ) サイン照合以外の本人確認の活用

サイン照合による本人確認は、カード裏面に会員本人自身によるサインがある真正カードが第三者に不正使用されることを防止するには有効であるが、偽造カードによる不正使用では効果がない。一方、偽造カードを含め、カードの不正使用では、不正使用者の挙動に不審なところが見られることもある。

その場合、不正使用の特徴等を捉えて、サイン以外の以下の方法による本人確認等を行なう。

- a) 売上票に印刷されたカード番号とカードに打刻された番号の照合
偽造カード対策として、売上票に打ち出されたカード番号とカードに打刻されたカード番号の照合を行なっていく。
- b) カード会社への電話連絡（ボイスオーソリ）の活用
挙動不審等の場合に、オンラインオーソリによらず、カード会社へ電話による照会を行なう。ただし、現在のカード犯罪者は暴力に訴える場合が少なくないことから、加盟店に危害が及ばないことを前提とし、アクアイアラーは加盟店のカード取り扱いの環境に合わせて協力を依頼していくものとする。また、販売環境からカード取扱時点での電話連絡が困難な場合は、販売終了時点での不審連絡の徹底を図る。
- c) 氏名記載書類等による本人確認
会員本人の氏名が記載されている書類等（パスポート、運転免許証、他のクレジットカード、キャッシュカードなど）を利用した二重の本人確認チェックが可能になるような環境の整備を図る。

(ウ) 加盟店の販売員教育の支援

クレジットカードの取扱方法については、必ずしも標準的な手順が確立しているというわけではない。そこで、今回の本人確認の徹底を機に、カード業界として、クレジットカードの取り扱いの標準を示すビデオ教材等のツールを作成し、加盟店の販売員教育支援を図る。

(エ) 本人確認が困難な取引への対応

我が国では、迅速な処理が求められる取引で、消費者保護及びシステムのな手当てができる場合に限って暫定的、かつ限定的な措置としてサインレス取引が導入されている。

このような中で、既述のＩＣカード化を推進することにより、サインに代わり暗証番号による本人確認が可能になるなど、サインレス取引が暗証番号取引に移行していくことが想定される。このため、アクアイアラーは対面販売におけるサインレス取引の位置付けが、サイン

に代わる迅速かつ簡便な本人確認と取引証明手段に関するインフラが整備されるまでの暫定的な措置であるということを認識し、ＩＣカードへの移行までの間は、サインレス取引を限定的な取引に止めるものとする。

④ 不正使用の早期検知による防止対策

スキミングによる偽造カードは、磁気情報上は真正なクレジットカードと全く同一であり、不正使用時点での防止対策が非常に困難である。そのような中で、不正使用の特徴を捉えて、不正使用を早期に発見することで、以後の拡大被害を防止するため以下の対応を図る。

(7) 全件オンラインオーソリ化の推進

スキミングによる偽造カードでは、磁気ストライプに記憶されている電磁的情報をそのままコピーして作成することから、オンラインで送信されてくる電文からはそれが真正なものか否かを判断することは不可能である。しかし、偽造カードの不正使用の早期発見のためには、できる限り迅速にカード利用情報のイシューアへの集約が不可欠であり、その観点から全件オンラインオーソリの実現が早急に望まれる。

すでに、偽造カードの不正使用の対象となる業種のほとんどが全件オンラインオーソリを実現している。そこで、アクアイアラーは偽造カードの不正使用の対象となる業種の中で、フロアリミット⁵を有する加盟店に対して、全件オンラインオーソリを実現すべく直ちに協力を要請する。

(4) リアルタイムでの取引監視

偽造カード等による不正使用の早期発見には、リアルタイムでクレジットカードの利用状況をモニタリングするシステムの活用が有効である。既に、個々のカード会社において導入され、活用されているところである。

そこで、同システムの精度の向上のために、システム導入カード会社は費用対効果を勘案して、24時間の監視体制などを順次実施するよう努力するものとする。

(5) C P P 情報に基く未然防止

スキミングによる偽造カードの不正使用の拡大被害の防止にあたっては、C P P⁶で利用等されたクレジットカードの監視強化、早期の切り替え等の対応が重要である。

C P P 情報の取り扱いには種々の問題がありシステムの対応は困

難であることから、ＣＰＰの推定、情報共有については、カード会社の個社のリスクによる推定及び情報交換を継続するものとし、現在情報交換に参加していないカード会社については、自社の受け入れ体制を整備の上、情報交換参加会社に対して個別に情報提供を申し出ることによって、ＣＰＰ情報の活用を図るものとする。

⑤ カード固有情報による偽造カードの排除

現在のクレジットカードの多くには、磁気ストライプに記録された情報以外に、そのカード固有のコードがカード券面に記載されている。また、カード券面にはホログラム等の偽造防止対策が施されている。

そこで、これらの偽造防止措置を活用した不正使用防止システムの構築を早急に検討する。

⑥ 不正使用多発店に対する防犯措置

クレジットカードの不正使用は、セキュリティ対策の脆弱な加盟店に集中する傾向がある。このため、防犯カメラの設置や、必要に応じてカード会社へ電話確認を行なう旨を店頭表示するといった不正使用者に対する警告等の防犯措置を、不正使用の発生状況や加盟店の受け入れ状況等を勘案しつつ、積極的に加盟店に対して協力依頼する。

3. カード会員に対する啓発活動

クレジットカードの不正使用の防止にあたっては、カード会員の未然防止への協力が不可欠であり、そのためにはカード会員への啓発が重要である。また、会員啓発は継続的に行なうことで効果を発揮するものである。

そこで、業界として、カード会員に対する啓発活動を以下の通り実施する。

① 本人確認徹底のためのキャンペーンの実施等

「カード利用時の本人確認の徹底等による防止対策」で述べた通り、不正使用防止対策として本人確認の徹底をあげているが、これはカード取り扱いに時間がかかることがあるなど、カード会員に不便をかける場合もある。

そこで、本年１０月を目途に、カード取り扱いにおけるトラブルを最小限にするため、カード会員に対して本人確認の徹底に対する理解を得るための広報活動を実施する。

② カードセキュリティの向上のための継続的な啓発活動

カードセキュリティの向上のため、継続的に以下の啓発活動を実施する。

(7) 暗証番号のセキュリティ向上

生年月日や電話番号等の類推しやすい暗証番号の危険性を広報するとともに、類推しにくい番号の設定、又は変更を強く促していく。

(イ) カード犯罪情報の提供

携帯スキマーによる情報窃取では、カード利用を前提としない場所（カードの非加盟店、カード会員の自宅など）もＣＰＰとなる可能性があり、カード会員の防犯意識の向上に依存しなければならない場合も少なくない。

このため、カード会員の自主的な防犯活動を促進するため、カード犯罪の実態、その手口、防犯上の留意点等について広報する。

(ウ) カード管理上の義務等の広報について

カード会員に対してはクレジットカードの善管注意義務が課されており、義務違反の場合には不正使用のリスクはカード会員が負う旨を、具体的な例示によりわかりやすく広報する。

4. 取り締り当局への協力体制の確立

① カード会社の捜査協力

カード業界では、これまでカード犯罪に関する都道府県の警察当局との連携を図るため、全国１２都道府県にクレジットカード犯罪対策連絡協議会を設置して活動してきている。

今後、カード業界の不正使用防止対策、及び警察庁、都道府県の警察当局との連携強化にあたっては、同協議会に実際の活動の推進母体としてあたってもらふ必要がある。

このため、今後設置される全国クレジットカード犯罪対策連絡協議会を中心に、以下の連携強化を図る。

(7) 犯人逮捕に直接結びつく情報の提供

推定したＣＰＰに対しては、アクアイアラーは端末の確認等を行なうが、その中でスキマー等の機器が装着されたままであることがある。このように、ＣＰＰからの情報窃取が確定し、かつ後日の犯人逮捕に結びつく可能性の高い情報については、直ちに取り締り当局に通報し、犯人逮捕に協力する。

また、カード会社は、偽造カードに係る被害届を積極的に提出する

ことにより、取り締り当局の偽造カード犯罪の認知に協力するものとする。

(イ) カード犯罪に関する情報の提供

CPP情報は推定情報であることから、加盟店を特定できる情報をみだりに第三者に提供することは避けなければならないが、スキミングの被害状況を示す統計的資料として活用する場合が考えられる。このため、取り締り当局の必要性を確認しつつ、できる限りの情報提供に努める。

(ウ) カード業界からの犯罪対策支援

現在行われている各地区の取り締り当局との情報交換に加え、クレジットカードシステムの基礎知識や、海外の捜査当局との連絡調整、スキミング情報の解析等の捜査上の技術的な支援策といった各地区の取り締り当局で共通に必要なとしている事項についてのカード業界全体での支援、及び地区協議会の設置地区の見直しなど、なお一層の取り締り当局との連携強化を図る。

② 加盟店の捜査協力

加盟店とカード会社は一体となって、加盟店における取り締り当局の捜査が最も効果的かつ効率的に行われるよう、取り締り当局への捜査協力に関する加盟店契約条項の見直し等の環境整備を図る。

以上

-
- | | |
|------------------------|--|
| ¹ EMV仕様 | ユーロペイ、マスターカードインタナショナル、ビザインターナショナルが定めた接触型ICカードの仕様のこと。 |
| ² インデントプリント | カード裏面の署名欄に表示されている会員番号等の数字のこと。 |
| ³ 耐タンパ性 | タンパ（Tamper）とは、「許可なく変更する、勝手に開封する」といった意味で、端末の場合は、スキミング装置等を仕掛けにくい性能のこと。 |
| ⁴ オーソリ | オーソリゼーション（販売承認）の略。信用照会端末を利用して行なうオンラインオーソリと、加盟店の販売員がカード会社に架電して行なうボイスオーソリがある。 |
| ⁵ フロアリミット | オーソリ（販売承認）を取得する必要がある取引の一件あたりの下限金額のこと。 |
| ⁶ CPP | Common Purchase Point の略。偽造されたカードの真正な所有者が共通に利用している先のこと。カード情報が窃取された可能性のある場所をいう。 |